

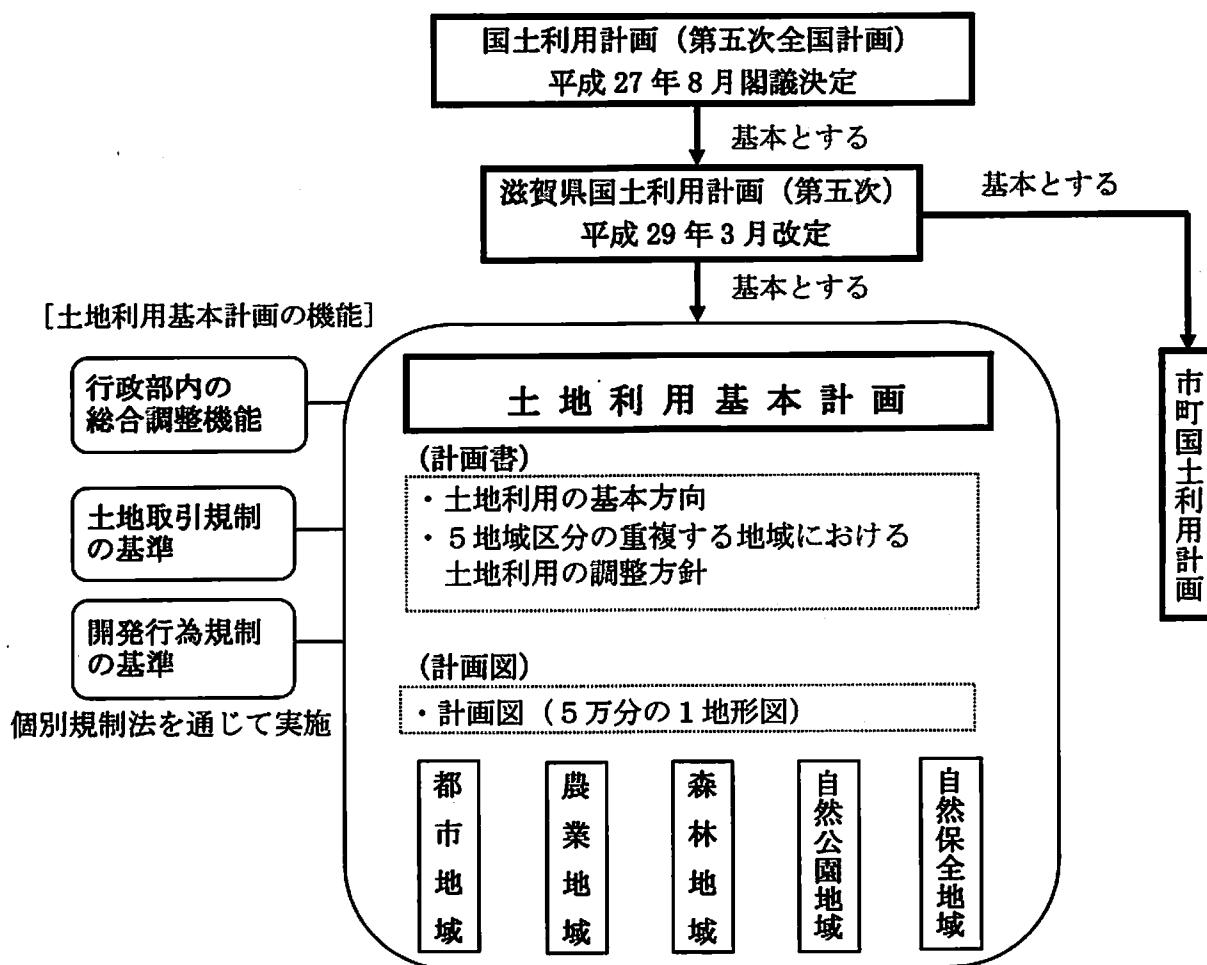
滋賀県土地利用基本計画の変更について

1. 背景

土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画および都道府県計画）を基本として定めるもので、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法等に基づく諸計画に対する上位計画として、行政部内の総合調整機能や土地取引規制の基準としての役割を果たすものです。

平成27年8月に国土利用計画の全国計画が改定され、これを基本として本年3月に滋賀県国土利用計画（第五次）を改定したことに伴い、今年度変更を行うものです。

2. 土地利用基本計画の概略



3. 主なスケジュール

平成29年9月頃～平成30年1月
平成29年11月頃～平成30年1月
平成30年1月
平成30年3月

国土利用計画審議会での検討
国、市町等関係機関との協議
国土利用計画審議会の答申
計画の変更